

## 八街市地域公共交通協議会事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、八街市地域公共交通協議会規約第14条第4項の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

### (職員等)

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、八街市総務部企画政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、八街市総務部企画政策課の職員をもって充てる。

### (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

### (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、八街市において定められている公文書の取扱いの例による。

### (公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、八街市において定められてい

る公印の取扱いの例による。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年12月26日から施行する。

(八街市地域公共交通協議会事務局規程の廃止)

2 八街市地域公共交通協議会事務局規程（平成28年6月30日施行）は、  
廃止する。

## 別表

| 名 称                          | 形 状                                                    | 書 体 | 寸 法   | 用 途                      | 個 数 | 管 理 者 |
|------------------------------|--------------------------------------------------------|-----|-------|--------------------------|-----|-------|
| 八街市地域<br>公共交通協<br>議会会長の<br>印 | <div>会 通 域 八<br/>長 協 公 街<br/>之 議 共 市<br/>印 会 交 地</div> | 古印体 | 24×24 | 会長名<br>をもつ<br>て発す<br>る文書 | 1   | 事務局長  |